

令和2年2月19日

各位

一般社団法人 札幌薬剤師会
会長 柳瀬 義博

新型コロナウイルス感染症にかかる本会の対応

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より本会事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について連日報道等にて話題が出ておりますが、北海道においても2例目の感染者が確認されているところでございます。

本会と致しましても、行政からの情報がない中ではございますが、本件について皆様方へ可能な限りの情報伝達を行いたく、各機関からの通知文書から抜粋した下記の項目について、本会HPの公式サイトへ掲載させていただくこととなりました。

記

- ・新型コロナウイルス関連肺炎への対応について（令和2年1月29日 日本薬剤師会）
- ・医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月3日 北海道）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係るポスターについて（令和2年2月13日 日本薬剤師会）
- ・北海道民のみなさまへ（相談窓口等）

参考 （感染症予防のために役立てください）

- ・新型インフルエンザ対応マニュアル（平成21年8月1日 北海道薬剤師会 策定）

以上



日薬業発第411号
令和2年1月29日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市等における新型コロナウイルス関連肺炎の発生については、我が国における指定感染症とされる等、連日の報道にあるとおりです。

今般、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会および日本薬剤師会の3団体においては、薬局・店舗販売業の各店舗における対応として、来局者・来店者の方々へ標準予防策を心がけていただくよう働きかけることについて、別添のとおり要請することになりました。

また、本件に関し、マスクの安定供給についても、厚生労働省医政局経済課より連絡がありました。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件に関する情報につきましては、本会HPに掲載しているほか、厚生労働省のHPでも感染症情報等について掲載されておりますので、適宜ご確認ください。

(別添)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎への対応について（お願い）（令和2年1月29日付け、日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会）
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症の発症に伴うマスクの安定供給について（令和2年1月28日付け事務連絡、厚生労働省医政局経済課）

(参考)

○日本薬剤師会HP

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>

HOME > 日本薬剤師会の活動 > 災害対策・感染症対策 > 新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報

○厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報

令和2年1月29日

会員各位

日本薬剤師会 会長 山本信夫

日本チェーンドラッグストア協会 会長 池野隆光

日本保険薬局協会 会長 南野利久

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について（お願い）

中華人民共和国湖北省武漢市等において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告されています。薬局・ドラッグストアの各店舗においては、来局者・来店者の方々へ、標準予防策を心がけるよう働きかけるため、以下の情報提供に努めてください（下記1、2）。

また、マスクの安定供給に支障が生じることのないよう、厚生労働省から協力要請がありましたので、併せて対応していただくよう、よろしくお願い申し上げます（下記3）。

本件については、関係団体と連携し、必要に応じて、今後も情報の更新・提供などに取り組んでいく予定です。

記

1. 新型コロナウイルス関連肺炎の対策のポイント

- 流水と石鹼による手洗いを頻回に行いましょう。
- 特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等に触る前には手洗いを徹底しましょう。
- 咳をする場合には口や鼻をティッシュで覆う等の咳エチケットを守り、周りの人への感染を予防するため、サージカルマスクを着用し、人が多く集まる場所は避けましょう。

出典) 東京都健康安全研究センター「感染症ひとつくち情報」より抜粋

http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/assets/diseases/respiratory/ncov/hitokuchi-joho.pdf?20200123_2

2. 国民の皆様へのメッセージ

- 国民の皆様におかれでは、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。
また、医療機関の受診にあっては、滞在歴があることを事前に申し出てください。

出典) 厚生労働省ホームページ「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

3. マスクの安定供給について

- マスクの安定的な供給の確保の観点から、製造販売業者や卸売販売業者に対して過剰な発注は行わないよう、また、薬局等において買い占めや備蓄目的での過剰な在庫を抱えることのないようお願いします。
- 薬局等へ一度に大量にマスクが納入されると、市場に流通するマスクの在庫量に与える影響が大きいことから、製造販売業者や卸売販売業者の分割納入に協力してください。

「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスクの安定供給について」
(令和2年1月28日事務連絡、厚生労働省医政局経済課)

以上

写

医 薬 第 2 3 7 7 号
令和2年(2020年)2月3日

一般社団法人北海道医師会長
特定非営利活動法人北海道病院協会理事長
公益社団法人北海道看護協会会長様
一般社団法人北海道薬剤師会長
一般社団法人北海道病院薬剤師会長

北海道保健福祉部長

医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について
のことについて、厚生労働省医政局総務課及び同局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。
なお、各都市医師会には、各総合振興局（振興局）保健環境部（保健環境部地域保健室）から別途通知されることを申し添えます。
また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.htm>

地域医療推進局医務薬務課
医務薬務グループ
TEL 011-231-4111(内 25-350)
FAX 011-232-4108



事務連絡
令和2年2月13日

都道府県薬剤師会
担当事務局御中

日本薬剤師会
医薬・保険課

新型コロナウイルス感染症対策に係るポスターについて（情報提供）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給については令和2年2月12日付け日薬業発第422号にてお知らせしたところですが、今般、マスク不足の問題を受け、全国マスク工業会、厚生労働省、経済産業省及び消費者庁の連名により、マスクに関する国民向け啓発ポスターを作成したとの連絡が厚生労働省医政局経済課からありました（別添）。

ご参考までにご送付させて頂きますので、お取り計らいの程宜しくお願ひ申し上げます。

なお、当該ポスターは厚生労働省ホームページにも掲載されておりますことを申し添えます。

<厚生労働省ホームページ>

○啓発ポスター マスクについてのお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

○厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

～ 北海道民のみなさまへ ～

○2019年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が継続的に報告され、中国を中心に、複数の国で報告されています。
○風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策が重要です。
○感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたため、症状などにより医療機関への受診方法が変わりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の疑い例(定義)

発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に、
○中国湖北省又は浙江省に渡航又は居住していた方
○中国湖北省又は浙江省に渡航又は居住していた方との濃厚接触がある方
※濃厚接触とは、同居あるいは長時間の接触(車内等を含む)や、疑い患者への看護・介護の実施、たんやつぱ等に直接触れた可能性が高い場合。

帰国者・接触者相談センター(お住まいの地域の保健所)にご相談ください。

通常どおり、医療機関を受診してください。

診療体制の整った医療機関(帰国者・接触者外来)をご案内します。

○本感染症と診断された場合は、主治医の判断に基づき、症状・ウイルス消失が確認できままで入院となります。
○検査結果が陰性の場合は、感染予防対策を継続してください。

(注) 医療機関は専門機関から届出された指揮等を受ける機関であり、一般の方の診察や検査は行っておりませんのでご留意ください。

◆◆◆◆◆ 相 談 窓 口 ◆◆◆◆◆

新型コロナウイルスに関する一般相談についてはこちらにご連絡ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆厚生労働省電話相談窓口	0120-565653(フリーダイヤル)	9時00分～21時00分
【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	011-632-4567	平日 9時00分～21時00分 土日祝 9時00分～21時00分
◆旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8時45分～17時15分
◆市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8時45分～17時30分
◆小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8時50分～17時20分
* 上記以外にお住まいの方		
◆道立保健所	最寄りの保健所	平日 8時45分～17時30分
◆北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～17時00分

◆◆◆◆◆ 帰国者・接触者相談センター ◆◆◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご連絡ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119(#7119)	24時間
◆旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8時45分～17時15分
◆市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8時45分～19時00分
◆小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8時50分～17時20分
* 上記以外にお住まいの方		
◆道立保健所	最寄りの保健所	平日 8時45分～17時30分
◆北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～21時00分

◆ 外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ

日本政府観光局(JNTO)では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日24時間、多言語で対応するコールセンターを開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。
(対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語)

電話番号 050-3816-2787

北海道 HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/singatakoronahaien.htm> より

参考

感染症予防のためにお役立てください。

新型インフルエンザ対応マニュアル

(8 P～11 Pの感染対策の項を参照にしていただきますようお願い致します。)

社団法人北海道薬剤師会
新型インフルエンザ対策本部
平成 21 年 8 月 1 日

目次

はじめに-----	1
1、新型インフルエンザ対策の各発生段階における基本的な考え方-----	2
2、北海道における各段階の対応-----	3
3、薬局における各段階の対応-----	5
4、感染対策-----	8
5、新型インフルエンザ（H1N1）の症例定義-----	12
6、北海道の発熱相談センター-----	15
7、最新情報-----	19
8、参考資料-----	20

はじめに

本マニュアルは、北海道新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、薬局における感染対策を中心にまとめた。ただし、地域毎に状況も異なることから、特にパンデミック期には各地区的状況を考慮した対応が必要である。今回のマニュアルは、北海道地区の感染制御専門薬剤師の協力のもと作成した。今後薬局を対象とした感染対策の講習会等で、感染制御専門薬剤師を活用していただくことで感染対策においても薬薬連携が推進されることを期待したい。

インフルエンザに関する情報は、日々更新されているため、常に最新情報を把握する必要がある。最新情報については、厚生労働省および国立感染症研究所のホームページ等で入手可能である。これらホームページについては、本マニュアルの「最新情報」の項目に掲載しているので参照願いたい。

平成 21 年 8 月 1 日
社団法人北海道薬剤師会
新型インフルエンザ対策本部

1. 新型インフルエンザ対策における各発生段階の基本的な考え方

○発生前の段階

- ・水際対策の実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要。

○発生当初の段階

- ・水際対策、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対してプレパンデミックワクチンを接種し、パンデミック時の社会・経済機能の破たんを防ぐことが必要。

○感染が拡大してきた段階

- ・国、地方自治体、民間事業者等の各部門は、事前に定めた計画に従って、相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力を行う。
- ・具体的な対策の現場となる国の出先機関、都道府県や市町村においては、行動計画やガイドラインを踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施することが重要。
- ・医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。

【新型インフルエンザ対策における発生段階】

発生段階	状態		
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態		
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態		
第三段階	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態		
都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

北海道新型インフルエンザ対策行動計画（2009年5月）より一部抜粋

2. 北海道における各段階の対応

【北海道の行動計画の主な内容】

区分		対策の主なもの
流行規模		国の行動計画における流行規模の想定の下、人口比により、医療機関受診者は約 111 万人(罹患者は道民の4人に1人)、1日最大入院患者数は約 4,500 人、死亡者数は約 7,600 人と推定される。
前段階	未発生期	家きんのサーベイランス、家きん飼養者からの異常家きんの早期発見、鳥インフルエンザ防疫対策、野鳥調査、情報提供、道立衛生研究所のPCR検査体制整備、二次医療圏単位の医療体制の整備(医療機関、市町村等と保健所との会議等)、入院病床の確保(まん延期は原則全ての医療機関で診療)、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(平成 19 年度までに 46 万 8 千人分を備蓄済み、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年で合計 62 万 1 千人分の備蓄を目指す。<道内備蓄総合計目標 108 万 9 千人分>)、事業継続計画の策定 など
第一段階	海外発生期	海外での発生疑い時点で道感染症危機管理対策本部幹事会を開催、国が新型インフルエンザ対策本部を設置した場合は道新型インフルエンザ対策本部を設置、サーベイランスや検疫所との連携強化、国が示す症例を医療機関に周知、発熱相談センターの設置(保健所に設置する電話相談窓口)、医療従事者等に対するプレパンデミックワクチンの接種開始 など
第二段階	国内発生期	発熱外来の設置要請(感染防止のため医療機関の一般外来とは別の専用外来)、患者の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、外出抑制・集会自粛・学校休校・入学試験延期・事業者への不要不急の事業の縮小・職場での感染防止策の要請 など
第三段階	感染拡大期、 まん延期、 回復期	パンデミックワクチン接種開始、まん延期は入院措置中止、入院治療は重症者(他は在宅療養)、原則として全ての入院医療機関で診断・対応、濃厚接触者(同居者を除く)への予防投与中止、在宅患者・社会的弱者の支援 など
第四段階	小康期	集会自粛解除、学校再開等、第二波の情報提供、対応に関する評価、計画の見直し など

北海道新型インフルエンザ対策行動計画（2009年5月）より一部抜粋

3. 薬局における各段階の対応

①前段階での対応

- ・発熱や呼吸器症状のある患者が来局した場合には、直ちにマスクを着用させ手指消毒を実施させる。

*各段階共通受診医療機関勧奨

- ・新型インフルエンザ発生国（発生地）からの帰国後の発熱や呼吸器症状のある患者が来局した場合には、直ちにマスクを着用させ手指消毒を実施し、身近な医療機関に事前に電話した上で受診を勧める。（2009年8月10日）受診医療機関がわからない場合や、在宅療養の不安などの相談については発熱相談センター（保健所）等に相談するように説明する。

医療機関に直接受診する場合、以下の留意事項を遵守してもらう。

■事前に医療機関に電話した上で受診

- ・受診しようとする医療機関に事前に電話連絡し、受診時間帯や受診方法などについて指示を受ける。

■受診の際にはマスクを着用

- ・検診や他の病気で受診する方などへの感染防止のため、できるだけマスクを着用。
- ・また、自家用車で行くなど、公共交通機関の利用はできるだけ避けて。（公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用。）

■慢性の病気をお持ちの方は「かかりつけ医」に電話連絡してから受診するか、「かかりつけ医」が紹介する医療機関を受診。

■妊娠中の方は「かかりつけの産婦人科医」に電話連絡し、受診する医療機関の紹介を受ける。

【発熱相談センター】

道では、新型インフルエンザ又はインフルエンザと診断され、在宅療養中の方の健康相談などを目的とした相談窓口を設けています。（道庁保健福祉部保健医療局健康安全室又は道立保健所）

- 受付時間 平日8：45～17：30（健康安全室は毎日9：00～21：00）

②第一段階（海外発生期）での対応

- ・新型インフルエンザ発生国（発生地）からの帰国後の発熱や呼吸器症状のある患者が来局した場合は、受診医療機関勧奨を実施する。
- ・個人防御をせずに接触した患者や医療スタッフ等に対しては、状況を説明して不安の解消を図ったうえ、接触者名簿を速やかに作成する。また、必要に応じて保健所から連絡がある事を説明する。
- ・薬剤師等のスタッフは、日ごろからサージカルマスクの着用など十分な感染予防策を講じる。また、十分量のアルコール性消毒剤やマスク（予備）を用意しておく。

- ・受付時に患者等がインフルエンザ様症状（咳、発熱等）を呈している場合には、マスク（サージカルマスク等）を着用させ、他の患者等との接触を避ける。その際、当該患者等を隔離できる部屋を有する場合はそこで待機させるか、隔離できる部屋を有しない場合には、他の患者等と2m以上離して待機させ、薬局内での感染拡大の防止に努める。
- ・薬局のスタッフはサージカルマスク等を着用するなど、十分な感染防御を講ずる。

③第二段階（国内発生期）での対応

- ・新型インフルエンザ発生国（発生地）からの帰国後の発熱や呼吸器症状のある患者が来局した場合は、受診医療機関勧奨を実施する。
- ・個人防御をせずに接触した患者や医療スタッフ等に対しては、状況を説明して不安の解消を図ったうえ、接触者名簿を速やかに作成する。また、必要に応じて保健所から連絡がある事を説明する。
- ・薬剤師等のスタッフは、日ごろからサージカルマスクの着用など十分な感染予防策を講じる。また、十分量のアルコール性消毒剤やマスク（予備）を用意しておく。
- ・受付時に患者等がインフルエンザ様症状（咳、発熱等）を呈している場合には、マスク（サージカルマスク等）を着用させ、他の患者等との接触を避ける。その際、当該患者等を隔離できる部屋を有する場合はそこで待機させるか、隔離できる部屋を有しない場合には、他の患者等と2m以上離して待機させ、薬局内での感染拡大の防止に努める。
- ・薬局のスタッフはサージカルマスク等を着用するなど、十分な感染防御を講ずる。

④第三段階（感染拡大期）の対応

※道は、感染拡大が認められた都道府県に対して国が行う患者の同居者への対応に関する要請に従い、感染防止について必要な措置を行います。（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

- ・新型インフルエンザ発生国（発生地）からの帰国後の発熱や呼吸器症状のある患者が来局した場合は、受診医療機関勧奨を実施する。
- ・薬局のスタッフはサージカルマスク等を着用するなど、十分な感染防御を講ずる。
- ・新型インフルエンザ患者等の発生に伴い、道は住民に対し外出の自粛を求めるところから、通院中の患者についても緊急以外の受診を避けるよう医師と協議する。
- ・治療に使用する抗インフルエンザウイルス薬は流通しているものから使用し、不足した時は道備蓄分等を使用する。

⑤第三段階（まん延期）の対応

※道は、患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として全ての入院医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。

※道は、入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設の利用を検討します。

- ・新型インフルエンザ発生国（発生地）からの帰国後の発熱や呼吸器症状のある患者が来局した場合は、受診医療機関勧奨を実施する。
- ・薬局のスタッフはサージカルマスク等を着用するなど、十分な感染防御を講ずる。
- ・新型インフルエンザ患者等の発生に伴い、道は住民に対し外出の自粛を求めるところから、通院中の患者についても緊急以外の受診を避けるよう医師と協議する。
- ・治療に使用する抗インフルエンザウイルス薬は流通しているものから使用し、不足した時は道備蓄分等を使用する。
- ・新型インフルエンザ患者で在宅療養をしている1人暮らしの高齢者等の要支援者について症状の悪化を確認した場合は、入院等の治療について医師と協議する。

⑥第三段階（回復期）の対応

※道は、患者を入所させる公共施設を設置した場合については、患者を医療機関に移送するなどにより順次閉鎖します。

※道は、管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整します。

※道は、医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整します。

- ・対応は「⑤第三段階（まん延期）の対応」に準ずる。

⑦第四段階（小康期）の対応

- ・新型インフルエンザ第二波への準備を開始する。

- ・新型インフルエンザに罹患し免疫を獲得した薬剤師等は、新型インフルエンザの治療および罹患者の対応等に従事する。

4. 感染対策

(1) 個人防御

① マスクと眼の防護

- ・薬局のスタッフは、常時サージカルマスクを着用する。
- ・在宅ケアなどで、発熱等の症状がある患者と濃厚に接触するスタッフ（エアロゾルを産生するリスクのある手技を行う等）は、サージカルマスクに代えてN95マスクまたはそれ以上の性能の呼吸器防護具、眼の防護（ゴーグルまたはフェイスシールド）、手袋を着用することが望ましい。

【手袋の脱ぎ方】



② 手指消毒・手洗い

- ・新型インフルエンザの感染が疑われる患者や当該患者の血液・体液・分泌液・排泄物、及びこれらに汚染したリネンや環境等に触れた後は、必ず石けんにより十分手指を洗い（30秒以上）、流水で洗い流す手指洗浄を徹底する。
- ・インフルエンザウイルスの不活化にはアルコール製剤が有効であることから、手指洗浄後には、速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒を行う。
- ・薬局のスタッフが接触感染の媒体となる可能性があるため、窓口業務から調剤業務へ業務変更や窓口業務において患者対応ごとに速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒を行う。

【石けんと流水による手洗い】



参考) 吉田製薬ホームページ : <http://www.yoshida-homecare.com>

【速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生】



参考) 吉田製薬ホームページ : <http://www.yoshida-homecare.com>

(3) 手袋

- ・新型インフルエンザの感染が疑われる患者等の血液・体液・分泌液・粘膜・排泄物等に触れる時、これら体液等で汚染されたリネン等に触れる時には、使い捨て手袋を使用する。

(2) 器具の管理

- ・患者等の使用した体温計、血圧計等は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒薬を用いるか、熱水消毒（80°C、10分間以上）などの適切な方法で消毒を行う。

(3) 患者等に用いたリネン、食器等の管理

- ・患者等が使用したリネンで、患者の血液や分泌液等が付着している場合は、流水で洗い流した後、洗剤を用いて洗濯し、天日あるいは乾燥機により乾燥させる。なお、洗濯等が不可能な場合は、当該箇所をアルコール製剤もしくは色落ちしても問題なければ次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80°C、10分間）を実施する。

- ・患者等が使用した食器類は、熱水消毒（80°C、10分間）等による消毒を行った後、洗浄する。

(4) 環境の衛生管理

- ・患者等の血液や分泌液等が机や壁などに付着した場合には、直ちに付着物を取り除き、汚染部分をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒薬を用いて清拭消毒する。
- ・患者等の血液や分泌液等が付着した床は、その部分について上記に準じて消毒等を行い、それ以外は日常の清掃で対応するが、清掃にあたっては埃を巻き上げないよう、モップによる清拭を行う。掃除機を使用する場合は、ヘパフィルター付きの掃除機を用い除塵清掃することが望ましい。
- ・室内の環境は、換気をよくする必要があるので、換気の悪い環境においては、喚起の改善に努める。

表. 消毒法

消毒場所等	使用薬品等
機 材	80°C、10 分間の熱水消毒
	0.05～0.5% (500～5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30 分間浸漬
	2～3.5%グルタラールに30 分間浸漬
	0.55%フタラールに30 分間浸漬
環 境	0.3%過酢酸に10 分間浸漬
	70%イソプロパノール又は消毒用アルコールで清拭・浸漬
	0.05～0.5% (500～5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭
手指消毒	70%イソプロパノール又は消毒用アルコールで清拭
	速乾性擦式消毒用アルコール製剤

(5) 同伴者に対する対応

- ・同伴者については、被同伴者が新型インフルエンザ感染を疑われた時点で、同伴の自粛を指導する。
- ・被同伴者が患者（疑似症患者を含む）となった時には、同伴者は濃厚接触者に該当することを踏まえ、外出の自粛とマスクの着用、発熱時の早期受診等を指導する。

(6) 患者等の対応

- ・患者（疑似症患者を含む）については、感染拡大の防止を図るため、咳エチケットの励行を指導する。

表. 咳エチケット

-
- ・咳・くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1m以上離れる。
 - ・呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
 - ・咳をしている人にマスクの着用を促す。マスクは、より透過性の低いもの、例えば、医療現場で使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも、咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。健常人がマスクを着用した場合にも、ウイルスの吸入を完全に防ぐことはできない。
 - ・マスクは説明書をよく読み、正しく着用する。
-

(7) 職員の健康状態のチェックの徹底

- ・毎日、出勤前に発熱の有無などのチェックを行い、インフルエンザ症状を呈した職員は出勤を控える。そのうち、新型インフルエンザ患者・疑似症患者との濃厚接触者は保健所に連絡・相談する。

5. 新型インフルエンザ（H1N1）の症例定義

（1）定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

（2）臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

（3）届出基準

ア 患者（確定例）

患者（確定例）は、（2）の臨床的特徴を有する者のうち、

38°C以上の発熱又は急性呼吸器症状^{*1}のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法（Real-time PCR法、Lamp法等も可）による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法（Real-time PCR法、Lamp法等も可）による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38°C以上の発熱又は急性呼吸器症状^{*1}があり、かつ次のア) イ) ウ) のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを医師が診察した場合とする。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア) 7日以内に、感染可能期間内^{*2}にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者

イ) 7日以内に、新型インフルエンザウイルス（新型インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ) 7日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、（2）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・
検体から直接のPCR法（Real-time PCR法、Lamp法等も可）による病原体の遺伝子の検出	咽頭ぬぐい液・その他
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、（2）の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 喉頭痛

ウ) 咳嗽

エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

6. 北海道の発熱相談センター

北海道では、道庁保健福祉部保健医療局健康安全室と保健所が主な窓口となって発熱相談センターを組織しています。

2009年8月10日からは、医療機関の受診の前に道庁又は道立保健所に電話する必要はありませんが、受診医療機関がわからない場合や、在宅療養の不安などの相談については、引き続き「発熱相談センター」にお電話ください。

受付時間

9：00～21：00（健康安全室では24時間対応しています）

道庁保健福祉部保健医療局健康安全室 地域保健・感染症グループ

電話：011-204-5253 FAX：011-232-2013

江別保健所（石狩保健福祉事務所保健福祉部）子ども・保健推進課

電話：011-383-2111 FAX：011-383-2185

千歳保健所（石狩保健福祉事務所千歳地域保健部）健康推進課

電話：0123-23-3175 FAX：0123-23-3177

渡島保健所（渡島保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課

電話：0138-47-9541 FAX：0138-47-9219

八雲保健所（渡島保健福祉事務所八雲地域保健部）健康推進課

電話：0137-63-2168 FAX：0137-63-2169

江差保健所（檜山保健福祉事務所保健福祉部）子ども・保健推進課

電話：0139-52-1053 FAX：0139-52-1074

俱知安保健所（後志保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課

電話：0136-23-1951 FAX：0136-22-5875

岩内保健所（後志保健福祉事務所岩内地域保健部）健康推進課

電話：0135-62-1537 FAX：0135-63-0898

岩見沢保健所（空知保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課

電話：0126-20-0115 FAX：0126-22-2514

滝川保健所（空知保健福祉事務所滝川地域保健部）健康推進課
電話：0125-24-6201 FAX：0125-23-5583

深川保健所（空知保健福祉事務所深川地域保健部）健康推進課
電話：0164-22-1421 FAX：0164-22-1479

上川保健所（上川保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課
電話：0166-46-5989 FAX：0166-46-5262

名寄保健所（上川保健福祉事務所名寄地域保健部）健康推進課
電話：01654-3-3121 FAX：01654-3-3224

富良野保健所（上川保健福祉事務所富良野地域保健部）
健康推進課
電話：0167-23-3161 FAX：0167-23-3163

留萌保健所（留萌保健福祉事務所保健福祉部）子ども・保健推進課
電話：0164-42-8324 FAX：0164-42-8216

稚内保健所（宗谷保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課
電話：0162-33-2417 FAX：0162-32-2253

網走保健所（網走保健福祉事務所保健福祉部）子ども・保健推進課
電話：0152-41-0695 FAX：0152-44-4879

北見保健所（網走保健福祉事務所北見地域保健部）健康推進課
電話：0157-24-4173 FAX：0157-24-4199

紋別保健所（網走保健福祉事務所紋別地域保健部）健康推進課
電話：0158-23-3108 FAX：0158-23-1009

室蘭保健所（胆振保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課
電話：0143-24-9843 FAX：0143-23-1446

苫小牧保健所（胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部）健康推進課
電話：0144-34-4168 FAX：0144-34-4177

浦河保健所（日高保健福祉事務所保健福祉部）子ども・保健推進課
電話：0146-22-3071 FAX：0146-22-1447

静内保健所（日高保健福祉事務所静内地域保健部）健康推進課
電話：0146-42-0251 FAX：0146-42-7202

帶広保健所（十勝保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課
電話：0155-27-8637 FAX：0155-25-0864

釧路保健所（釧路保健福祉事務所保健福祉部）健康推進課
電話：0154-22-1233 FAX：0154-22-1273

根室保健所（根室保健福祉事務所保健福祉部）子ども・保健推進課
電話：0153-23-5161 FAX：0153-24-0343

中標津保健所（根室保健福祉事務所中標津地域保健部）健康推進課
電話：0153-72-2168 FAX：0153-72-6894

札幌市保健所感染症総合対策課
電話：011-622-5199（24時間対応）

札幌市保健所中央保健センター健康・子ども課
電話：011-511-7221（平日9時～17時）

札幌市保健所北保健センター健康・子ども課
電話：011-757-1181（平日9時～17時）

札幌市保健所東保健センター健康・子ども課
電話：011-711-3211（平日9時～17時）

札幌市保健所白石保健センター健康・子ども課
電話：011-862-1881（平日9時～17時）

札幌市保健所厚別保健センター健康・子ども課
電話：011-895-1881（平日9時～17時）

札幌市保健所豊平保健センター健康・子ども課
電話：011-822-2400（平日9時～17時）

札幌市保健所清田保健センター健康・子ども課

電話：011-889-2400（平日9時～17時）

札幌市保健所南保健センター健康・子ども課

電話：011-581-5211（平日9時～17時）

札幌市保健所西保健センター健康・子ども課

電話：011-621-4241（平日9時～17時）

札幌市保健所手稲保健センター健康・子ども課

電話：011-681-1211（平日9時～17時）

旭川市保健所健康推進課

電話：0166-25-6365（24時間対応） FAX：0166-25-1151

市立函館保健所保健予防課

電話：0138-32-1539（24時間対応） FAX：0138-32-1526

小樽市保健所健康増進課

電話：0134-22-3110（9時～21時）

7. 最新情報

新型インフルエンザ情報リンク集

・国立感染症情報センター

トップページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

新型インフルエンザ（swine-origin influenza A/H1N1）

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html

・厚生労働省

トップページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

新型インフルエンザに関する情報

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

・北海道公式ホームページ

トップページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index>

新型インフルエンザ情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kas/singatainfulpage.htm>

・WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

トップページ

<http://www.who.int/en/>

swine influenza

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/index.html>

・CDC (Centers for Disease Control and Prevention : アメリカ疾病予防管理センター)

トップページ

<http://www.cdc.gov/>

swine influenza

<http://www.cdc.gov/swineflu/investigation.htm>

8. 参考資料

- ・国立感染症研究所感染症情報センター. 医療機関における新型インフルエンザ感染対策. 2009年5月31日.
- ・厚生労働省. 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針. 平成21年6月19日.
- ・厚生労働省. 新型インフルエンザ症例定義. 平成21年5月22日.
- ・厚生労働省. 重篤化しやすい基礎疾患を有する者等について. 平成21年5月22日.
- ・北海道. 北海道新型インフルエンザ対策行動計画. 平成21年5月.
- ・社団法人日本感染症学会. 一般医療機関における新型インフルエンザへの対応について. 平成21年5月.
- ・札幌医科大学附属病院 院内感染防止委員会. 標準予防策(スタンダードプリコーション)の実践マニュアル
- ・北海道大学病院. 北大病院新型インフルエンザマニュアル. 平成21年5月20日.
- ・社団法人千葉県薬剤師会. 薬局薬剤師のための新型インフルエンザ対応マニュアル. 平成21年5月14日.
- ・CDC: Hospitalized patients with novel influenza A (H1N1) virus infection ---California, April - May, 2009. MMWR. 2009 (May 18);58:1-5.